

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和 7 年 4 月 24 日(木)			
会議場所	彦根市役所本庁舎 5－1 会議室、5－2 会議室			
出席委員等 5 人中 4 人出席	教育長 欠席 教育長職務代理者 永濱 隆 委 員 小松 照明 委 員 本田 啓子 委 員 田附 孝子			
出席職員 (説明員)	教育部長 小島 久喜 こども家庭部長 前川 昌敏 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 こども家庭部次長(幼児課長) 植田 勝彦 副参事(博物館副館長、学芸史料課長) 渡辺 恒一 副参事(図書館長、新図書館整備推進室長) 久保田 雄介 学校教育課長 東野 了賢 学校教育課主幹 小坂 英司 学校 ICT 推進課長 北川 尚樹 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 西川 真由美 生涯学習課主幹 川添 義夫 博物館管理課長 林 善和 教育研究所長 清水 貴博 学校給食センター所長 今井 和宏 広野教育集会所長 中江 淳展			
会議次第				
1 開 会	午後 1 時 30 分			
2 議 題	内 容 別添のとおり			
議案第 15 号	彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に係る臨時代理の承認について (教育総務課)			
議案第 16 号	彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理の承認について (教育総務課)			
議案第 17 号	彦根市教育委員会指定管理者候補者選定委員会委員の任命について (教育総務課)			
議案第 18 号	彦根市通学区域審議会委員の任命について (教育総務課)			
議案第 19 号	彦根市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について (学校教育課)			
議案第 20 号	彦根市教育委員会情報セキュリティ対策基準の改定について (学校 ICT 推進課)			
議案第 21 号	彦根市社会教育委員および彦根市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習課)			
議案第 22 号	彦根市生涯学習推進本部設置規程の一部改正に係る臨時代理の承認について (生涯学習課)			
議案第 23 号	令和 7 年度彦根市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業の学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について (生涯学習課)			
3 その他	内 容 別添のとおり			
4 閉 会	午後 2 時 45 分			

1 開 会

教育長職務代理者 開会に先立ちましてご報告いたします。

本日、教育長から、彦根市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、他市出張により参集できない旨の報告を受けています。

従いまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、私が教育長の職務を行います。

ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は、9件です。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、3件の報告事項を説明させていただきます。その後、議案第15号から議案第23号までの審議をいただき、その後、「次第5 各所属の取組事項について」の質疑を行い、「次第6 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長職務代理者 それでは、教育部長から「教育長報告」をお願いします。

教育部長 それでは、教育長が公務出張のため、私から教育長報告をさせていただきます。

4月1日火曜日、人事異動に伴う辞令交付式を行うとともに、年度始め式に出席をされました。

4月2日水曜日、校園長・教頭合同会議に出席をされました。

4月3日木曜日、県庁等であいさつ回りをされました。

4月4日金曜日、ともづな教育相談事業スーパーバイザー委嘱式全員研修会に出席をされました。

4月6日日曜日、彦根市民スポーツ大会総合開会式に出席をされました。

4月7日月曜日から11日金曜日にかけて、新任校長校の学校訪問をされました。

4月9日水曜日、春の全国交通安全運動の街頭啓発に参加をされました。

4月14日月曜日、県教育行政重点施策説明会・研修会に出席をされました。

4月15日火曜日、第1回地区公民館長会議に出席をされるとともに、平和堂・滋賀レイクスターズバスケットボール贈呈式に出席をされました。

4月17日木曜日、彦根市青年教員研修(1部)第1回全員研修会に出席をされました。

4月19日土曜日、彦根市PTA連絡協議会定期総会に出席をされました。

本日24日と明日25日の2日間となりますが、米原市で開催されます、近畿都市教育長協議会定期総会に出席をされています。

報告は以上です。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 報告事項

教育長職務代理者 次第3「報告事項」に入らせていただきます。

「令和7年度児童・生徒数について」報告をお願いします。

学校教育課長から報告がありました。

小松委員 この特別支援学級というのが毎年増えて、それが学校の負担にもなっているということですが、ここに挙げられている知的が一番多いです。その知的という判断、特別支援学級かどうかという判断は、どういう基準で誰がされているのでしょうか。最近は、保護者の力も強くなったとか言われていますが、その判断基準はどうなっているのか、教えてもらえませんか。

学校教育課長 就学検討委員会というのがあり、入学前から園と連携して取り組んでいます。その中で、専門家による検査をしています。あわせて、保育園等に関わっておられる方、あるいは小学校の教職員でしたら、日々の状況を報告いただいて、最終は就学検討委員会を設けて、就学を決定していくという形になります。なお、知的についても、判定によって、地域の学校で特別支援学級が望ましいという判定を受けた方に、保護者の同意があった子どもが特別支援学級の知的に在籍されていて、それよりも重度な知的の発達状況が見られる場合には、特別支援学校が相当であるという判断をされているということになっています。

小松委員 聞いていると、その判断は具体的に言えば専門家である医者がやって、そのベースとなる何かテスト的なことをして決めていると、そのように考えてよいのですか。知的で言うと小学生は251人です。この方すべてそのお医者さんが判断して、これは知的な問題があるという結果でこうなっていると考えてよいのですか。

学校教育課長 いわゆる一般的なドクターという方ではなく、特別支援教育の専門的な知見を有

している方が発達に関わる検査をしているということです。子どもの年齢に応じて、WISC というのを小学校はよくやっていますが、入学前は K 式検査結果を指標としています。そして、日常生活を園の先生とかに見てもらって、検査に現れていない部分の中で、例えば検査として数値的には見えますが、それは検査に慣れていないだけであって、日常生活を見ると知的な遅れは年齢程度からは大きくかけ離れたものではないというようなことを、園からの報告をもらって、就学相談の専門の方が最終的にこの状況を見て判断され、提案されているという形になります。

小松委員 その基準が年々変わってはきていないのですか。このところ、非常に年々増えてきているような感覚があります。それほど知的に問題がある人が、どんどん増えていくというのは考えられない。ということは、年々基準が変わっていつているからその対象になるのが多くなっていると、そういう面はないのかと考えたのですが。

学校教育課長 検査結果とか判断基準が変わってきているということではないです。ただ、就学前段階で、検査を受ける方が増えてきているということがあります。これは、特別支援教育に関して保護者の理解が進み、検査を受けたいとか相談されたいという件数が増えてきているというのが理由だと思います。支援学級の方に入りたいという保護者ならびに子どもが増えてきていると理解しています。

教育長職務代理者 次に、「第 19 回「舟橋聖一文学賞」について」および「第 37 回「舟橋聖一顕彰青年文学賞」作品募集について」あわせて報告をお願いします。

図書館長から報告がありました。

本田委員 何年か前にこの文学賞がなくなるのではないかと危機意識を持っていたことがありました。その時は舟橋聖一の基金がだんだん枯渇していつているという話もあって、なくなったらどうしようかと思っていました。子ども達の分はなくなってしまったので、それはとても残念なことです。他のこの文学賞が細々と続いているということはあるがたいことだと思っています。教育大綱にも教育行政方針の中にも、やはり脈々とその彦根市に対する思いを持って欲しいというか、そういう趣旨の内容も盛り込まれているので、お金が厳しいのはよくわかるのですが、細々でも続けて欲しいと思っています。副賞も大分少なくなりました。金額が多いからよいというわけでもないのですが、なくなってしまったら復活させることは絶対難しいと思いますので、続けていつて欲しいと思っています。

4 議題

議案第 15 号 彦根市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部改正に係る臨時代理の承認について

教育総務課長から説明がありました。

議案第 15 号は原案のとおり承認されました。

議案第 16 号 彦根市教育委員会事務決裁規程の一部改正に係る臨時代理の承認について

教育総務課長から説明がありました。

議案第 16 号は原案のとおり承認されました。

議案第 17 号 彦根市教育委員会指定管理者候補者選定委員会委員の任命について

教育総務課長から説明がありました。

議案第 17 号は原案のとおり承認されました。

議案第 18 号 彦根市通学区域審議会委員の任命について

教育総務課長から説明がありました。

議案第 18 号は原案のとおり承認されました。

議案第 19 号 彦根市特別支援教育推進委員会委員の委嘱について

学校教育課長から説明がありました。

小松委員 会議の冒頭に、特別支援学級の知的的判断をどうしているのかという質問をしました。

1 から 58 の名簿を見ると、ほとんど相談に○が付いています。結局専門家は、この藤野先生でお医者さんは 1 人です。その学識経験者と言っても、医学の専門性を持っている人とは違うと思いますが。このメンバーの誰がどういうテストをやっているのか、ここのところからはわかりません。他の組織が絡んでいるとか、この人たちが何のテストをしたのか、わかりません。この学校の中には学校医さんは入っているのですか。校長先生とか園長とか、この人たちが知的であるとか、その事情を判断できるのか、このメンバーを見ても思えません。実際にやっていることとこの委員の役割分担が違うのではないですか。

学校教育課長 まず、2 番目の方は学校医の代表として入っています。例えば肢体不自由の発達

課題を診断されるのはドクターで、そういうことに見識の明るい方になるかと思います。委員からご質問のあった知的の判断ができる方で、特別支援教育に関わる資格あるいは経験が必要になります。いわゆる小児科医、一部で両方とも持っている方もいますが、別の資格となります。この資格を有する方が、彦根市内の中で今ここに記載している 58 人の中にも含まれています。従って、この相談の欄に丸をつけていますが、このうち教育機関の職員つまり学校の先生方を除く方は、検査もできる方ということで相談に丸をつけていますが、正確な検査ができる方に組織の中に入ってもらって、チームを作って取り組んでいる形になり、園や小中学校の教員を除いて大半は、特別支援の検査ができる特別支援教育の専門家ということで理解いただきたいと思います。

小松委員 説明があった検査ができるドクターというのは、この 57 人のうち何人ぐらいいるのですか。この相談、啓発という項目以外に、そういうスキルを持った人が行う検査、そういう項目を入れてもらわないと、あれだけの特別支援学級の人数を判断できるとは到底思えません。検査ができる委員に丸を打った時には、何人ぐらいの方がそういう検査ができるのか、30 人とかそれぐらいできるのですか。

学校教育課長 検査ができる方は、まず 22 番までの方で基本検査ができます。加えて、学校現場の 23 番から 58 番までは学校等の教職員となりますが、役割がいろいろ書いている方もいますが、そういうのは関係なく検査ができる方もいます。したがって、委員の約半分は検査ができる力をお持ちの方ととらえています。

小松委員 小学校、中学校合わせて特別支援学級が 630 名程度います。この 630 名を検査ができる 20 名の人が、そういう検査をしていると考えてよいですか。

学校教育課長 その人達が 600 名程度をすべて検査しているというわけではないです。発達で困られた方で、これ以外のところで発達検査等に通っている方もあります。発達支援センターから 2 名入ってもらっていますが、就学前からそちらに関わっているケースもあります。いわゆる子どもクリニック等に通われて、そこで検査をした結果、相談に来られるケース、様々ありますので、600 名程度が必ずこのメンバーの検査を通していかというところではないです。機関で検査を受けた結果、相談したいと言って来られます。さらに、毎年の検査では効果がないと考えられていますので、検査は、子どもの状況の変化が見られるタイミング、2 年以上を空けて行っていると聞いています。

小松委員 この特別支援教室は学校にとって大変です。だから、できるだけ普通学級で学べる人

は学んでもらうように持っていかないと、これを簡単に見てもらおうとなるとどんどん学校の負担が増えます。学校を訪問すると、必ずそういう人が増えていっていると感じます。やはり、そういう基準はある程度シビアにしないと、増えてきたので保護者だけの意見で入れるとか、そういうことになっていくと学校側の負担が増えていくので、1つの基準を設けて、しっかりと区別していくべきではないかと思います。660人程度というのも、非常に多いような感じがしています。

議案第19号は原案のとおり承認されました。

議案第20号 彦根市教育委員会情報セキュリティ対策基準の改定について

学校 ICT 推進課長から説明がありました。

小松委員 読ましてもらいましたが、どこが従来の部分で、どこが改定されたのかわかりません。

令和7年3月改定の部分を例えばマークをするとわかるような形にして、そこが改定したところですよという資料にならないとだめだと思います。どこか他の所に出す資料なら、このような不親切な資料ではだめだと思います。もう1点は、セキュリティで一番気になるのは1人1台端末を家庭に持って帰るということです。そのところで、セキュリティの問題をどう守るのか、大きくはGIGAスクールのセキュリティの強化と書いていますが、家庭に持ち帰った時の管理のポイントというのは何ですか。IDパスワード管理というのはあるのですが、持って帰った時の管理のポイントを教えて欲しいです。

学校 ICT 推進課長 まず1つ目の改定箇所の明示についてですが、事前に部長からも、小松委員からご指摘があった新旧対照表のようなものがあってしかるべきではないかという指摘があり協議しました。今回、80ページほどに及ぶ資料ですが、全ページについて赤字で削除、修正あるいは追記をしまして、それを新旧対照表にするとすると、この80ページを超える表になってくるようなイメージとなります。現在のものは5年前に策定されたもので、部分変更とかではなく、セキュリティに関して随分様相が変わってまして、全く新しい視点ですべてをアップデートしたようなものになっています。今後、公開していく中で、少しその辺の示し方は工夫する必要があるかなと感じています。ご意見として承っておきます。

2つ目の、子どもたちが家庭に持ち帰った際のセキュリティについてです。資料の41ページにある、主な変更点の中にも項目として挙げていますが、3つ目のチェックにある、ID管理と認証強化ということで、これまでは、個々に割り振られたIDとパスワードでのみ運用して

いたわけですが、多要素認証等を導入するようなかたちになっています。また、その1つ上のチェックにある、フィルタリングとかマルウェア対策の強化です。現在の子どもたちは i フィルターというものの、校務端末はウイルスバスター等のマルウェア対策をしていますが、そのあたりの見直しについて盛り込まれたものとなっています。

議案第 20 号は原案のとおり承認されました。

議案第 21 号 彦根市社会教育委員および彦根市公民館運営審議会委員の委嘱について

生涯学習課主幹から説明がありました。

議案第 21 号は原案のとおり承認されました。

議案第 22 号 彦根市生涯学習推進本部設置規程の一部改正に係る臨時代理の承認について

生涯学習課長から説明がありました。

議案第 22 号は原案のとおり承認されました。

議案第 23 号 令和 7 年度彦根市コミュニティ・スクール(学校運営協議会)推進事業の学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について

生涯学習課主幹から説明がありました。

本田委員 学校運営協議会の委員は、多分学校が中心となって相談されて決定をされると思いますが、昨年度稲枝中学校の学校運営協議会の様子を参観させていただく機会がありました。その時に感じたことですが、いろいろな役職を持った、昔からその地域を知っている方とかが委員になっておられる中で、これはよいなと思ったのは PTA 会長と副会長が入っておられたことです。それを見て他の地域を見たら、大体 PTA のそういう方が入っているので、PTA 会長とかになる人は実際に子どもが学校に行ってる方が多く、仕事もバリバリ現役で頑張っている人たちが多くて、目上の人とか違う立場の人の意見を聞くことができたり、すぐ子どもへの助言が回りやすい意見が出ていましたので、PTA の役員さんは是非ともずっと続けて入って行って欲しいと思いました。それが、地域の子どもたちに関わるだけでなく、地域全体に関わっていく力になるのではないかと長い目で見たらそう思いました。意見です。

生涯学習課主幹 彦根市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の第 3 条には、協議会の委員は、次に掲げる者について、教育委員会が任命すると規定されていまして、そこ

には、地域住民、保護者、対象学校の校長、対象学校の教職員、学識経験者、等があります。ご意見にありました保護者については、PTA の会長等に来てもらっていますが、この規則でも会長にという規定はありませんが、実現できるようになっていると考えています。ご意見、ありがとうございました。

小松委員 これは全体で 328 名ということですが、任期が 1 年です。約何割の人が新しく入られたとか交代されたとか、固定の人はどれぐらいなのか、その割合を教えて欲しいです。また、任期が 1 年となっていますが、この協議会委員の PTA 関係者が毎年 1 年で代わるのは仕方ないと思いますが、他の委員、いろいろな役をやられている方は 1 年では短いと思います。再任で継続してずっとやっている方が多いとは思いますが、1 年ではなく例えば 2 年とか 3 年にしてもらおうとか、それぐらいの任期を見直してもよいのではないかという感じはしています。

生涯学習課主幹 1 つ目について、正確な数字はお答えできませんが、学校の教職員は人事異動で変わっていきますので、それ以外の委員で言いますと、ほぼ 7 割は継続して委員をされている感じを受けています。また、2 つ目についてですが、この委員の任期は長期的な展望のもとで進めていくという 1 つの視点もあります。その中で 1 年という任期が規則で示されているのは、いろいろなモデルチェンジのサイクルに対応していかなければならないということかと思っています。学校課題というものが日々変わっていく状況ですので、長期的な視点はありながらも、短いサイクルでの変化に対応できるようにということで、この規則では任期を 1 年としていると考えています。また、任期が 1 年となっていますが、再任を妨げることにについては書いてありませんので、長期的に関わっていただける方も自然とおられるのではないかと考えています。

議案第 23 号は原案のとおり承認されました。

5 各所属の取組事項について

小松委員 先日行われた全国学力・学習状況調査について、新聞で中身を見たのですが、中学校理科がオンラインでの質問になっています。オンラインでの質問で、画面を見ながらいろいろな表現が変わっていく中で答えていくというのは、全国的にも始めてになります。そういう中で何か問題点とか、オンラインでのテストをやることについて今後は国語算数もそうやっていくという話を聞いていますが、何か課題はありましたか。問題があれば、今後の対策

みたいなことも考えているのか、教えて欲しいです。

学校教育課長 この学学調査についてですが、CBT コンピューターで行うということで中学校理科を皮切りにして今年度実施となりました。それに向けて、前年度に接続テストならびにリハーサルテストという形で、学校で接続してもらって繋がるかどうかを確かめてもらっています。その結果を場合によっては直接文部科学省に申し出てもらってもよいし、教育委員会を通してよいという形で調整を行っていました。実施期間も1週間程度設けてその中で行うということで、同一問題は設問1だけで、設問2からは子どもによって問題を変えるとか、その辺の選択肢が子どもの端末によって問題が変わってくるということを文部科学省からは聞いています。調査日はこちらで把握していましたので、その都度学校に問い合わせをしました。その結果、接続等の不具合は1つもないと聞いています。ただし、市内で2件、別の端末を用いたら入れたというケースがありましたが、調査そのものに支障はなく、調査を終えました。しかし、全部の調査を終えた後、県の教育委員会から連絡があり、彦根市の学校で2校2名が回答できていないということがわかりました。学校に確かめてもらったところ、回答した最後に送信ボタンを押すのですが、子どもは押したつもりでいる、しかし、端末としては送信されていないという記録がされているというものでした。そういった調整が今年度必要だということで現在その調整期間という形で入っていますし、今月中可能となっています。こういったことが全国にかなりの件数で起きているということです。教育委員の皆様にはこの後、問題そのものをお見せして、お渡しをする予定をしていますので、見ていただきたいと思います。

あわせてですが、実施日の次の日から、国立教育政策研究所のホームページに問題、正答例、解説資料が提示されています。これについては、中学校理科の動画も共通問題も提示されているということでしたので、学校にも案内して、子どもたちがこういったことを取り組んでるということを、特に小学校の先生にも知っていただく必要がありますのでお伝えしたところです。

6 その他

各委員 なし。

教育長職務代理者 以上で本日の会議を閉会します。

5月の会議は、5月27日火曜日、午後1時30分から本庁舎5階5-1、5-2会議室で開催します。本日はお疲れ様でした。